

「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」に関するQ&A

令和6年12月13日

農林水産省技術普及課生産資材対策室

1. 本通知の背景について

質 問	回 答
1. 本通知の発出された背景を教えてください。	農作業中の死亡事故者数は年間250名程度に推移し、就業者10万人当たりの死亡者数は他産業と比較しても多い状況となっています。特に農業機械作業中の死亡事故は農業者の死亡事故の約64%を占めています。 本通知は、農作業安全検討会においてとりまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、令和7年度より新たに海外や他産業並みの安全性能を満たす安全性検査基準を導入するとともに、当該基準に準拠した農業機械の現場への普及促進を図るために発出するものです。
2. 安全性検査とはどのようなものか。	（国研）農研機構において、メーカー等からの依頼を受けて、農業機械が同機構の定める安全性検査基準を満たすかどうかを判定する検査（安全性検査）を実施しています。 我が国で販売される農業機械が海外や他産業並みの安全性能となるよう、令和7年4月から、乗用型トラクターにおけるシートベルトリマイnderの装備等を盛り込んだ同検査の新基準が適用されることになりました。

2. 対象となる補助事業等について

質 問	回 答
1. 農業機械を導入する際、どのような場合に本通知の要件が適用されるのか。	本通知が適用される事業等は以下のとおりです。 (1) 国から補助金や交付金の交付を受けて行う事業 (2) 国から業務委託を受けて行う事業 (3) 以下の法律により認定等を受けた計画 ➤ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 ➤ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律
2. 制度資金によって農業機械を導入する場合も、本通知の対象になるのか。	スーパーL資金等の制度資金について、本通知は適用されませんが、安全性検査基準が海外や他産業並みの安全性能を満たす農業機械であることを踏まえ、安全性検査合格機から選定するよう御配慮願います。
3. 県予算のみで実施する県単事業には、本通知の要件が対象になるのか。	都道府県等の地方自治体が独自の予算で行う事業に本通知は適用されませんが、安全性検査基準が海外や他産業並みの安全性能を満たす農業機械であることを踏まえ、安全性検査合格機から選定するよう御配慮願います。
4. 対象となる補助事業等は農林水産省の補助事業等のみでよい。他省庁予算も対象となるのか。	他省庁が行う事業に本通知は適用されませんが、安全性検査基準が海外や他産業並みの安全性能を満たす農業機械であることを踏まえ、安全性検査合格機から選定するよう御配慮願います。

3. 対象となる機種について

質 問	回 答
1. 対象となる機種はどのようなものか。	本通知の対象機種は、安全性検査の対象機種である農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）及び乾燥機（穀物用循環型）です。 ただし、令和7年度以降に発売された「型式」のみが対象であり、また、試験研究又は実験のために購入する場合は対象外となります。
2. 「令和6年度までに発売された型式」の農業機械を令和7年度の補助事業等で導入する場合も、本通知の対象となるのか。	令和6年度までに発売された「型式」は本通知の対象外です。
3. 輸入機を補助事業等により導入する場合も、安全性検査の合格機である必要があるのか。	輸入機については、国内又は国外のいずれかにおいて令和6年度までに発売された「型式」は本通知の対象外です。 対象型式に関するイメージ図としては、別添をご確認ください。
4. リース事業で導入する農業機械も本通知の対象となるのか。 また、農業支援サービス事業体が導入する農業機械も本通知の対象となるのか。	リース、レンタル、購入に関わらず、本通知の対象となります。 また、農業機械を導入する事業者が農業支援サービス事業者であっても、本通知の対象となります。

5. 自走式飼料収穫機（ハーベスター）は本通知の対象となるか。	本通知の対象機種は、安全性検査の対象機種である農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）及び乾燥機（穀物用循環型）であり、自走式飼料収穫機（ハーベスター）は本通知の対象外です。
6. 飼料用とうもろこしの乾燥機は本通知の対象となるか。	本通知の対象機種は、安全性検査の対象機種である農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）及び乾燥機（穀物用循環型）です。 飼料用とうもろこしの乾燥機であっても、穀物用にも供することができる乾燥機については、対象となります。
7. 現行の農業機械安全性検査実施規定には「乾燥機（穀物用循環型）の遠隔監視装置」が記載されているが、「乾燥機」、「遠隔監視装置を備えた乾燥機」、「遠隔監視装置」のいずれが安全性検査及び本通知の対象となるか。	本通知の対象機種のうち、「乾燥機（穀物用循環型）」については、遠隔監視装置の有無に関わらず本通知の対象となります。 なお、遠隔監視装置のみを導入する場合は、本通知の対象となりません。
8. 大型の乾燥調製施設に導入する乾燥機は本通知の対象となるか。	本通知の対象機種のうち、「乾燥機（穀物用循環型）」については、労働安全衛生法に定められる作業主任者を必要とする乾燥機（労働安全衛生法施行令第6条第8項のロに定める乾燥機をいう。）を対象に含んでいないため、これに該当する乾燥機を導入する場合は、本通知の対象とはなりません。 （参考）労働安全衛生法施行令第6条第8項ロ：乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)

9. 自由な農業機械の選定の妨げになることで、農業者にとって、導入コストの増加や作業性の低下等の負担が生じるのではないか。	安全性検査基準が海外や他産業並みの安全性能を満たす農業機械であることを踏まえれば、この基準を満たす機械のコストや作業性が本来的かつ標準的なものであり、負担が増加するとの指摘は当たらないと考えています。
---	--

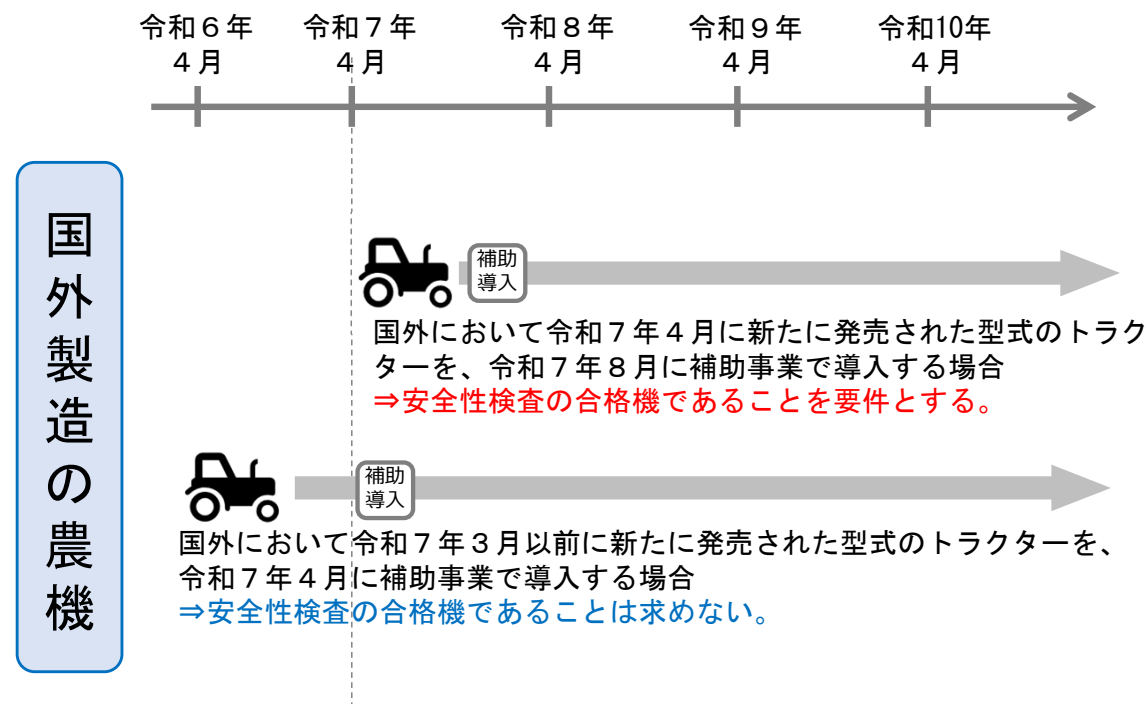
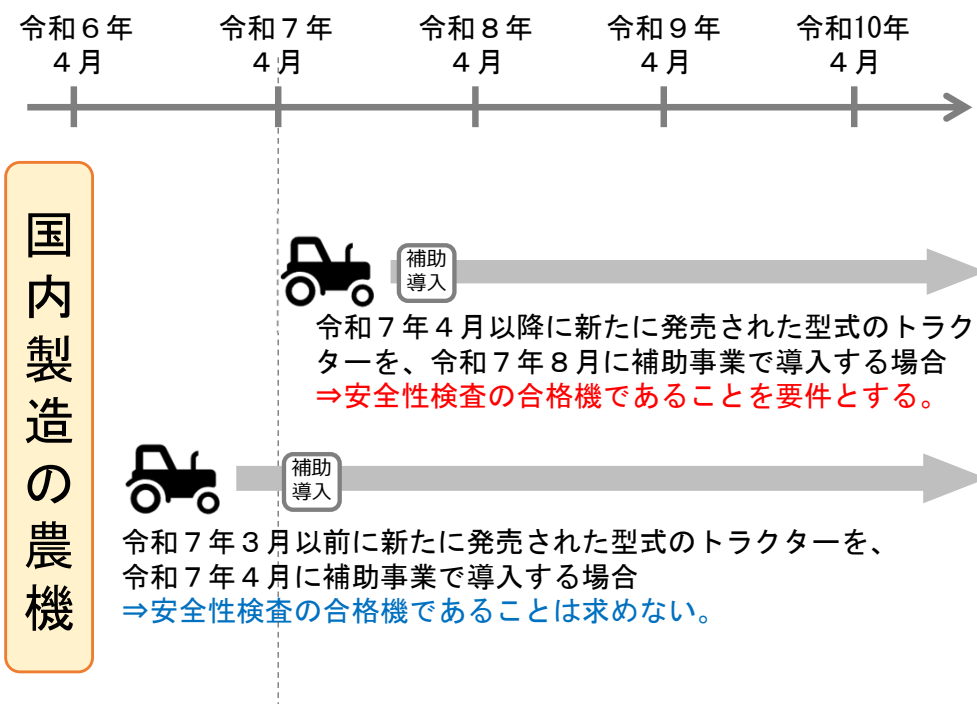
4. 合格機の確認方法について

質 問	回 答
1. 導入する農業機械が新基準の安全性検査合格機であるかどうかは、どのように確認すればよいのか。	導入する農業機械の「型式名」が安全性検査合格機の一覧に掲載されているかを確認してください。 「型式名」は、取扱説明書、カタログ等に掲載されている諸元表の中に記載されています。 安全性検査合格機の一覧は、農研機構のWEBサイトに掲載されています。 なお、「型式名」は販売名とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2. 新基準の安全性検査の合格機はいつ公表されるのか。	4-1に記載の 農研機構のWEBサイト に令和7年4月1日以降に掲載される予定です。(なお令和7年3月までは上記HPにおいて、2018・2019年度基準の合格機を公開しています。)
3. 補助事業等で農業機械を導入する際、補助事業等の審査に当たって、当該農業機械が安全性検査に合格していることをどのように示せばよいのか。	例えば、公募要領等において、導入予定の農業機械の取扱説明書、カタログ等に記載されている「型式名」を記載するよう求め、審査を行う際に、当該「型式名」が合格機であることを農研機構のWEBサイトで確認すること等が考えられます。

別添 購買行動対応の強化（補助事業等における要件化）

- 第7回農作業安全検討会（令和5年3月）において、2025年（令和7年）基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。
- 安全性検査対象機種（農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型））について、令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択することを想定。

安全性検査合格要件のイメージ



 : 型式発売時を指す